

第十八号議案

江戸川区総合区民ホール条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区総合区民ホール条例の一部を改正する条例  
 江戸川区総合区民ホール条例（平成十年三月江戸川区条例第二十号）の一部を  
 次のように改正する。

第二条中「区民の」を「江戸川区民の」に改める。  
 第三条第三号中「その他区長」を「前二号に掲げるもののほか、江戸川区長  
 （以下「区長」という。）」に改める。

第六条第四項中「減額」を「減額し、」に改める。

第九条第一号中「規定」を「規程」に改め、同条第三号中「利用」を「利用が」  
 に改める。

第十一条の見出し中「譲渡」を「譲渡等」に改める。

第十二条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第十五条中「の各号」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

施設利用料金

施設	利用区分	
	曜日等の別	
	午前九時～正午	午前の部
	午後一時～午後四時三十分	午後の部
	午後九時三十分～	夜間の部
	午前九時～午後九時三十分	全日
単位時間		

第18号議案

			小ホール施設					大ホール施設							
三〇一会議室	展示ホール二	展示ホール一	第四楽屋	第三楽屋	第二楽屋	第一楽屋	小ホール		第五楽屋	第四楽屋	第三楽屋	第二楽屋	第一楽屋	大ホール	
/	/	/	/	/	/	/	日曜日、 土曜日、 び休日及	平日	/	/	/	/	/	日曜日、 土曜日、 び休日及	平日
一、〇五〇円	五、二四〇円	五、二四〇円	九五〇円	一、〇五〇円	一、五七〇円	一、一五〇円	八、三八〇円	七、三三〇円	二、一〇〇円	一、三六〇円	一、四七〇円	七三〇円	七三〇円	二三、〇五〇円	一八、八五〇円
一、四七〇円	六、二八〇円	六、二八〇円	九五〇円	一、〇五〇円	一、五七〇円	一、一五〇円	一六、七六〇円	一三、六二〇円	二、一〇〇円	一、三六〇円	一、四七〇円	七三〇円	七三〇円	四六、一〇〇円	三七、七二〇円
一、五七〇円	七、三三〇円	七、三三〇円	九五〇円	一、〇五〇円	一、五七〇円	一、一五〇円	二〇、九五〇円	一七、八一〇円	二、一〇〇円	一、三六〇円	一、四七〇円	七三〇円	七三〇円	五六、五七〇円	四七、一五〇円
四、〇九〇円	一八、八五〇円	一八、八五〇円	二、八五〇円	三、一五〇円	四、七一〇円	三、四五〇円	四六、〇九〇円	三八、七六〇円	六、三〇〇円	四、〇八〇円	四、四一〇円	二、一九〇円	二、一九〇円	一二五、七二〇円	一〇三、七二〇円

諸室

和室一	リハ―サル室	研修室	特別会議室	四〇七会議室	四〇六会議室	四〇五会議室	四〇四会議室	四〇三会議室	四〇二会議室	四〇一会議室	応接会議室	三〇七会議室	三〇六会議室	三〇五会議室	三〇四会議室	三〇三会議室	三〇二会議室
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
一、三六〇円	三、二五〇円	二、一〇〇円	二、五二〇円	八四〇円	九五〇円	五二〇円	五二〇円	九五〇円	九五〇円	一、八八〇円	一、三六〇円	一、三六〇円	九五〇円	五二〇円	五二〇円	一、五七〇円	一、〇五〇円
一、八八〇円	三、二五〇円	二、八三〇円	三、三五〇円	一、一五〇円	一、二五〇円	七三〇円	七三〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	二、五二〇円	一、七八〇円	一、八八〇円	一、二五〇円	七三〇円	七三〇円	二、一〇〇円	一、三六〇円
二、一〇〇円	三、二五〇円	三、二五〇円	三、七七〇円	一、二五〇円	一、三六〇円	八四〇円	八四〇円	一、三六〇円	一、三六〇円	二、八三〇円	一、九九〇円	二、一〇〇円	一、四七〇円	八四〇円	八四〇円	二、四一〇円	一、五七〇円
五、三四〇円	九、七五〇円	八、一八〇円	九、六四〇円	三、二四〇円	三、五六〇円	二、〇九〇円	二、〇九〇円	三、五六〇円	三、五六〇円	七、二三〇円	五、一三〇円	五、三四〇円	三、六七〇円	二、〇九〇円	二、〇九〇円	六、〇八〇円	三、九八〇円



りでない。

三 中間時間（正午から午後一時まで及び午後四時三十分から午後五時三十分まで並びに午後九時三十分から午後十時まで。以下同じ。）に限り、管理上支障がないと認められるときは、三十分を単位として、既に利用の承認を受けている利用時間を繰り上げ、又は繰り下げて利用することができ。この場合には、次の区分による超過利用料金を追徴する。

イ 正午から午後一時まで 午前の部の規定利用料金の三十分相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。以下同じ。）を一単位利用料金とする。

ロ 午後四時三十分から午後五時三十分まで 午後の部の規定利用料金の三十分相当額を一単位利用料金とする。

ハ 午後九時三十分から午後十時まで 夜間の部の規定利用料金の三十分相当額を一単位利用料金とする。

四 午前及び午後の部又は午後及び夜間の部は、継続して利用することができ。この場合には、それぞれの中間時間に係る料金を徴収しない。

五 指定管理者があらかじめやむを得ないと認められた場合に限り、三十分を単位として、開館時間外の利用ができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。

六 指定管理者があらかじめやむを得ないと認められた場合に限り、一時間を単位として、単位時間を分割して利用することができる。この場合の規定利用料金は、当該単位時間に係る規定利用料金を利用時間数で除して得た額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。）とする。

七 イベントホール、バンケットルーム及び控室においては、管理上支障がないと認められるときは、三十分を単位として、利用承認を受けている時間を延長して利用することができる。この場合には、三十分ごとに規定利用料金の三十分相当額に二割を加算した額を追徴する。

八 利用者が、舞台練習のため、舞台のみを利用する場合のホールの利用料金は、規定利用料金の五割とする。

九 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合又は商品の販売その他これに類する目的に利用する場合は、次の区分による利用料金を増徴する。

イ 入場料等の額（入場料等の額に差があるときは、その最高額。以下同じ。）が一、〇〇〇円を超え二、〇〇〇円以内のとき 規定利用料金の

五割相当額

ロ 入場料等の額が二、〇〇〇円を超え三、〇〇〇円以内のとき 規定利用料金の七割五分相当額

八 入場料等の額が三、〇〇〇円を超えるとき 規定利用料金の十割相当額

二 商品販売その他これに類する目的に利用するとき 規定利用料金の二十割相当額

十 前号に規定する者が第三号又は第五号から第八号までの規定の適用を受ける場合には、第三号及び第五号から第八号までの規定中「規定利用料金」とあるのは、「規定利用料金に、第九号に定める増徴割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

十一 前各号に掲げるもののほか、指定管理者は、規則で定めるところにより特に必要があるときは、規定利用料金の五割相当額の範囲内で区長の承認を得て定めた額を増徴する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、

なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。